

津市中小企業振興事業補助金交付要綱

平成29年3月31日訓第46号

改正 平成30年3月30日訓第34号

令和3年3月31日訓第30号

令和5年3月31日訓第29号

令和8年3月27日訓第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における中小企業の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類は、別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条の市長が定める期日は、補助金の交付の申請をした者が規則第6条各項の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(実績の報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 津市生産性向上促進事業補助金交付要綱（平成27年津市訓第64号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の津市生産性向上促進事業補助金交付要綱第9条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月30日訓第34号）

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市中小企業振興事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日訓第30号）

- 1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市中小企業振興事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日訓第29号）

- 1 この訓は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市中小企業振興事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月27日訓第15号）

この訓は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
人材育成支援事業補助金	中小企業の人材育成を支援することにより、経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図る。	研修会の開催又は研修会への参加	次に掲げる額の合計額 (1) 研修会を開催する場合の講師料及び講師の旅費 (2) 研修会へ参加する場合の受講料	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額 (当該額が10万円を超え、10万円)	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する者であって、1年以上事業を営むもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
新商品等開発支援事業補助金	中小企業の新商品の開発等支援することにより、経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図る。	新商品等の開発又は既存商品等の改良	次に掲げる額の合計額 (1) 原材料費 (2) 機械工具費 (3) 産業財産等取得費 (4) 委託費（外注費）	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額 (交付の対象となる者が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類E－製造業に該当する事業を営	(1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を一の大企業者（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者 (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者 (3) 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めて

				<p>むものである場合にあっては100万円を限度とし、その他の事業を営むものである場合にあっては50万円を限度とする。)</p>	いる中小企業者
生産性向上設備支援事業補助金	中小企業の実産性の向上を支援することにより、経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図る	生産等設備の改良及び設備投資	次に掲げる額の合計額 (1) 機械工具費 (2) 外注加工費 (3) 技術導入提携費	交付対象経費に3分の2を乗じて得た額 (交付の対象となる事業がカーボンニュートラル又はデジタルトランスフォーメーションに該当する事業である場合にあっては125万円	

				を限度とし、 その他の事業 である場合に あつては10 0万円を限度 とする。)	
展示会等出展支援 事業補助金	販路拡大を目的とした展示会、見本市等への出展を支援することにより、経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図る。	国内外の展示会、見本市等への出展	展示会等出展費	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額 (当該額が20万円を超えるときは、20万円)	